

【重要事項説明書】

<令和6年4月1日現在>

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0736-26-7706 (午前8時30分～午後5時15分まで)
 担当 北浦 剛 (介護支援専門員) ・ 湯尻 比左英 (生活相談員)
 * ご不明な点は、なんでもお尋ね下さい。

2. 特別養護老人ホーム 国城寮の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム国城寮
所在地	和歌山県伊都郡九度山町九度山1265-1
介護保険指定番号	短期入所生活介護 (和歌山県 3071301059号)

(2) 同施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者		1名		1名
医師			3名	3名
生活相談員	介護支援専門員/介護福祉士/社会福祉士	3名【1】		3名【1】
管理栄養士	管理栄養士	1名		1名
機能訓練指導員	看護師	1名【1】		1名【1】
介護支援専門員	介護支援専門員	3名【2】		3名【2】
介護・看護職員	看護師	4名【1】		4名【1】
	介護福祉士	18名【2】	4名	22名【2】
	介護職員初任者研修了者	2名	3名	5名
	その他	0名	2名	2名
	計	24名【3】	9名	33名【3】

【 】内は兼務再掲

(3) 同施設の設備の概要

定員	5名	静養室	1室
居室	4人部屋	20室 (1室 46.02~47.52 m ²)	医務室
	食堂	各フロア	リネン庫
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	機能訓練室	1室
		談話室	2室

3. 短期入所生活介護の内容

- ① ご利用場所 和歌山県伊都郡九度山町九度山1265-1 特別養護老人ホーム国城寮
- ② ご利用期間 ① 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
 ② 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
 ③ 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
- ③ 居室 定員5名、居室の面積33~35.7㎡（ひとりあたりの面積約6.5㎡）
- ④ 浴室 (一般浴槽・特殊浴槽)
- ⑤ 食事 朝食 8:15~
 昼食 11:40~
 夕食 17:10~
 原則、食堂（フロア）にておとりいただきます。
- ⑥ 入浴 原則として、週2回入浴していただけます。
 ただし、状態に応じ、一般浴・特別浴または清拭となる場合があります。
- ⑦ 介護 ご希望や状態に応じ適切な介護サービスを提供します。
 ・着替え介助、排泄介助、おむつ交換、施設内の移動の介助
 ・体位変換、シーツ交換…等
- ⑧ 機能訓練 利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
- ⑨ レクリエーション 季節に応じた行事を行います。詳しくは職員にお尋ね下さい。
- ⑩ 健康管理 看護師等による健康チェックを必要に応じて行います。
- ⑪ 理美容サービス 当施設では月2回、理容サービスを実施しております。

4. 利用料金

- (1) 基本料金；短期入所生活介護（空床型） 地域区分；6級地 単位；10.00
 ・ 施設利用料；お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

介護度区分	サービス単位	1日あたりの介護職員処遇改善加算単位	1日あたりのベースアップ等支援加算単位	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担額
要介護度1	596単位	21単位	10単位	6,640円	664円
要介護度2	665単位	23単位	11単位	7,360円	736円
要介護度3	737単位	26単位	12単位	8,120円	812円
要介護度4	806単位	28単位	13単位	8,840円	884円
要介護度5	874単位	30単位	15単位	9,560円	956円

	各種加算	1日あたりのサービス単位
1.	サービス提供体制強化加算	18単位
2.	看護体制加算	4単位
3.	夜間職員配置加算（状況に応じ取得）	15単位
4.	送迎加算（片道）	184単位

- ※ 当施設では、令和3年4月からの介護保険法改定に伴い、上記のとおり改正しております。
- ※ 介護職員処遇改善加算とは、介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取扱いとして、今回より創設された加算です。
- ※ 介護職員処遇改善加算単位数の計算方法は下記のとおりです。

$$\{((\text{基本サービス単位} + \text{各種加算単位}) \times \text{月の利用日数}) \times 3.3\%$$
 の値となります。
- ※ 当月の施設利用料の計算方法は下記のとおりです。

$$\{((\text{基本サービス単位} + \text{各種加算単位}) \times \text{月の利用日数}) + \text{介護職員処遇改善加算単位}\} \times 10.33$$
 の値となります。
- ※ 施設利用料自己負担額は、介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額となります。
- ※ 1～3の加算については施設の職員の資格者数及び配置基準に適合した場合の加算となります。

＊ 食費	1日あたり	1, 445円
(朝食 295円	昼食 627円	夕食 523円)
＊ 居住費	1日あたり	855円
食費が第1段階の方は	1日あたり	0円
食費が第2～3段階の方は	1日あたり	370円
＊ 管理費	1ヶ月あたり	2, 000円

- ・ 行事参加費、理美容費、...等は別途料金がかかります。
 - ・ 送迎等対応費（利用者の希望により施設の車輛を使用した方のみ該当）

1回あたり	片道10kmまで	1, 500円
	片道20kmまで	2, 500円
	片道30kmまで	3, 500円
	片道30km以上	5, 000円
- ※ 原則として50kmを超える場合には対応しかねますのでご了承下さい。

(2) 支払方法

- ・ 毎回、短期入所生活介護の終了後、請求書をお渡しいたしますので、利用者は、料金の合計額を利用終了後、現金にて支払っていただきます。
- ・ 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

- ・ まずは、居宅支援事業者にお申し込み下さい。
ご利用期間決定後、契約を締結いたします。
- ・ 当施設の短期入所生活介護は、空床利用の為、空床がある場合のみご利用いただけます。
- ・ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービス利用契約の終了

- ① 利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合
実際に短期入所生活介護を利用中に文書等での申し出によりいつでも解約できます。
この場合、その後の予約は無効となります。
- ② 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。
 - ・ 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ・ 利用者が死亡した場合

③ その他

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、利用者や家族等が当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

(3) 利用開始予定日以前の中止

入所前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

入所日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
入所日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合	1日の利用料の10%

① 利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・ 利用者が中途退所を希望した場合
- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ 利用中に体調が悪くなった場合
- ・ 他の方の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

以上の場合で、必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医等に連絡を取るなどの必要な措置を講じます。

また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

緊急連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
主治医	
病院または診療所名	
医師名	
住所	
電話番号	

6. 施設のサービスの特徴等

(1) 基本理念

利用者を尊重し、笑顔の絶えない施設
地域と連携をもち、信頼される施設

養護施設との併設により、合同で四季を通じての行事・レクリエーション等、自然とのふれあいを大切に利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助に努めます。

◎ 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会 ...居室または面会室で自由に出来ます。
(面会時間；午前8時30分～午後6時)
- ・外出、外泊 ...身内の方等のご協力があれば自由に出来ます。
- ・飲酒、喫煙 ...身体的に問題がなければ飲酒については、行事の時提供させていただきます。喫煙については、喫煙場所で可能です。
- ・金銭等の管理 ...事務所で預かりさせていただきます。
- ・所持品の持ち込み ...日常必要な衣類・洗面用品以外については、職員にご相談いたします。
- ・施設外での受診 ...身内の方の対応があれば自由です。
- ・その他 ...心身の状態の変化に伴い居室の変更をお願いすることがありますので、ご理解、ご協力をお願いします。

7. 非常災害対策

- ・防災時の対応 非常時連絡網に基づく速やかな対応
- ・防災設備 スプリンクラー・非常通報装置
- ・防災訓練 年 2回以上実施
- ・防火責任者 防火管理者 土井 伸悟

8. サービス内容に関する相談・苦情

○ 相談、要望、苦情等の窓口

短期入所に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出下さい。

☆サービス相談窓口

担当：北浦 剛（介護支援専門員） ・ 大谷 美由紀（介護長）

電話番号；0736-26-7706

（受付時間 月～金曜日 8：30～17：15）

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

9. 当ホームの概要

- 名称・法人種別 伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合
特別養護老人ホーム国城寮
- 代表者役職・氏名 寮長 前田 耕三
- 電話番号 和歌山県伊都郡九度 山町九度山1265-1
0736-26-7706

短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 和歌山県伊都郡九度山町九度山 1 2 6 5 - 1

名称 特別養護老人ホーム国城寮

寮長 前 田 耕 三 印

説明者 所属 特別養護老人ホーム国城寮

氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け契約書及び重要事項書類の内容に同意し受領しました。

(利用者)

氏名 印

(身元引受人)

氏名 印

続柄